

各機関におけるギャンブル等依存症対策に関する取組について(1)			
機関名	(1) 既に取り組んでいる対策等	(2) 対策に取り組む上での課題・効果	(3) 今後、新たに取組む対策
北海道精神神経科診療所協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GA院内ミーティング</li> <li>・学習会</li> <li>・CRCT: 条件反射制御法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金銭管理について公的機関が担当できないか</li> <li>・ 生活保護の受給者の金銭管理を保護課で、担えないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゲームの課金が多くなり、生活がくずれている人のグループを検討</li> </ul>
北海道作業療法士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、直接的な取組はありませんが、全国的な作業療法士の取組の現状については、日本作業療法士会が把握を勧めており、2019年2月現在、45の医療機関において作業療法士の関わりがあることが分かっています。北海道作業療法士会としても、これらの状況を踏まえたうえで、北海道における取組の詳細把握や対策の検討が求められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業療法士の役割と機能は以下が挙げられます(日本作業療法士協会資料)。</li> <li>1) 作業を通して、自分の興味・関心、価値観にあった日々の過ごし方、習慣、役割を振り返り、ADLや仕事、余暇・休息といった「生活やワークバランス」の再構築。</li> <li>2) ストレッチや呼吸法、感覚調整といった各種の身体活動を用いることで、自身の身体に意識を向け、変調に気づく機会の提供。</li> <li>3) 医学的な視点に偏らず、対象者の持つ強みや残存機能に焦点を当て、生活を組み立てる、等。</li> </ul> <p>医療機関における具体的な取組例としては、上記の機能や役割を踏まえた各種の治療的作業プログラムのほか、「SWICH」という集団認知行動療法プログラムや集団精神療法プログラムでの関与があります。しかしながら、作業療法士のギャンブル依存症への関わりについては効果検証が十分ではありません。養成施設における卒前教育や卒後研修の充実も課題です。北海道作業療法士会としては、これらの課題にどう関与できるかが検討課題といえます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まずは道内各医療機関等の取組みについて実態を把握し、北海道作業療法士会としての取組みについて検討が必要です</li> </ul>
医療法人北仁会旭山病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠点医療機関として依存症治療に取り組んでおりますが、その一環として、外来・入院治療を行っております。特に、田辺先生に司会をお願いしているグループ(AGG)によって、集団力動を利用したグループケアを行っております。</li> <li>・ 平成30年度1年間のギャンブル等依存症の外来受診患者実人数は33名です。入院患者実人数は3名です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在は、AGG以外に、ギャンブル等依存症に特化したプログラムがなく、今後、その作成を検討しております。</li> </ul>	なし
札幌方面遊技事業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 リカバリーサポートネットワーク(RSN)の支援</li> <li>2 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の育成と店舗への配慮</li> <li>3 その他依存問題への取組</li> </ol> <p>* 詳細は別紙1参照</p>	なし	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「パチンコ・パチスロ依存問題フォーラム」の開催</li> <li>2 第3回「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」講習会の実施等</li> </ol> <p>* 詳細は別紙1参照</p>

## 各機関におけるギャンブル等依存症対策に関する取組について(1)

機関名	(1) 既に取り組んでいる対策等	(2) 対策に取り組む上での課題・効果	(3) 今後、新たに取組む対策
北海道立消費生活センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ギャンブル等依存症」に関連すると考えられる「多重債務問題」に係る相談については、金融庁(総務企画課信用制度参事官室)及び消費者庁(消費者政策課)から通知された『ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル』や資料を活用し、ギャンブル等依存症への理解を深めるとともに、適性な対応について情報共有している。</li> </ul>	なし	なし
北海道弁護士会連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>当連合会及び構成単位弁護士会では、ギャンブル等依存症そのものに対する個別具体的な取組は行っていませんが、昨年の北海道弁護士会連合会の定期大会において、ギャンブル等依存症をもたらす特定複合観光施設区域整備法の廃止を求め、実効性のあるギャンブル等依存症対策の実現を求める旨決議しました。 <a href="http://www.dobenren.org/activity/h30ketsugi04.html">http://www.dobenren.org/activity/h30ketsugi04.html</a></li> <li>ギャンブル等依存症が陥りがちな多重債務問題については、単位弁護士会にて、法律相談を実施そて対処しているほか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症対策にもっとも効果的な方法として、当連合会及び単位弁護士会では、さらなるギャンブル等依存症を生み出す原因となりかねないカジノ解禁(IR推進)及び北海道へのカジノ誘致に反対する意見表明を行っています。</li> <li>さらなる、ギャンブル等依存症を生み出さない、という意味での対策としては、新たなギャンブル施設を設置しないという方法は有効であると考えられ、ギャンブル等依存症を生み出す環境を作出する一方で、その「対策」というのは矛盾であると考えています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌弁護士会では、毎年2回、札幌市こころのセンターのご協力を得て、「暮らしとこころの相談会」を実施しておりますが、本年9月13日に実施される同相談会は、ギャンブル等依存症問題を抱える方やその家族等を対象とした相談会とする予定。</li> </ul>
北海道児童青年精神保健学会	* 別紙2参照	* 別紙2参照	* 別紙2参照
北海道立精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存に係る来所相談(相談員の面接、精神科医師の診察)</li> <li>ギャンブル等依存症当事者グループ活動(ギャンブル研究会 毎月2回第2、4木曜日午後6時半から8時まで 家族も1回だけ参加可能)</li> <li>こころの健康電子メール相談(年間を通して24時間、おおむね1週間以内に回答)</li> <li>こころの電話相談(月～金9時から21時。土日祝は10時～16時。年末年始は除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>来所相談を経て、長期間にわたり、当センターのギャンブル研究会のグループに通い続け、ギャンブルの問題が現在まで、収まっている方がいる。</li> <li>遠路からの当事者の相談で、地元でギャンブル研究会のような当事者のグループがないため、継続的な支援が難しい状況にある。</li> </ul>	なし

## 各機関におけるギャンブル等依存症対策に関する取組について(1)

機関名	(1)既に取り組んでいる対策等	(2)対策に取り組む上での課題・効果	(3)今後、新たに取組む対策
札幌市精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依存症専門医療機関の選定とチラシを活用した市民への周知</li> <li>・ ギャンブル等依存症について「ギャンブル等依存症回復のしおり」を活用した、市民への周知</li> <li>・ 医療機関従事者及び依存症支援に関わる方を対象にした、依存症支援者向け研修会の開催(北海道との協力)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 札幌市のギャンブル等依存症専門医療機関が2機関であり、立地がやや偏っているため、治療を希望するギャンブル等依存症患者が医療機関から遠い地域に住んでいる場合、医療につながりにくい。</li> <li>・ 患者数に対し、当センター、区役所等での依存症に関する相談件数が少ないことから、ギャンブル等依存症患者や家族が、必要な治療や相談に十分につながっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域支援体制整備(支援に関わる関係団体との連絡会議)</li> <li>・ 札幌市依存症相談支援拠点の設置(依存症相談員の配置)</li> <li>・ 札幌市依存症専門医療機関、治療拠点の拡充</li> <li>・ 地域支援者向け研修・啓発チラシ・パンフレット等の作成・配布</li> <li>・ 当事者への支援(集団治療回復プログラム等)及び家族支援</li> </ul>
北海道教育庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成31年4月 文部科学省が作成した『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』(教師用指導参考資料)を、道立学校及び各市町村教育委員会へ通知した。</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度内に、ギャンブルやゲームなどへの依存が日常生活に悪影響を及ぼすことや、家庭内のルールづくりにより適切な生活習慣を身に付けることの大切さなどを盛り込んだ保護者向けリーフレットを作成する。</li> </ul>
北海道労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハローワークにおいて、個々の状況、希望を踏まえた就労支援を実施。</li> </ul>	なし	なし

## 各機関におけるギャンブル等依存症対策に関する取組について(2)

機関名	(1)既に取り組んでいる対策等	(2)対策に取り組む上での課題・効果	(3)今後、新たに取組む対策
環境生活部くらし安全局消費者安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ギャンブル等依存症対策そのものではないが、関連する対策として以下の取組を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多重債務者対策に関する協議、情報交換等を目的とした「北海道多重債務者対策協議会」を開催(年1回)</li> <li>・ 多重債務問題を含む、借り入れに関するトラブル防止について広く道民に周知・啓発するため、独自に啓発リーフレットを配布するなどの啓発事業を実施</li> <li>・ 貸金業相談員の配置及び苦情相談専用フリーダイヤルの設置</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(多重債務対策に関する課題として回答)</li> <li>○ 啓発活動が主となるが、その効果を検証することが困難であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ギャンブル依存症対策に特化した新たな取組の予定はなし</li> </ul>
農政部競馬事業室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方競馬依存症相談窓口対応マニュアルを作成し、農政部競馬事業室等に依存症相談窓口を設置。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依存症の予防のため勝馬投票券の適度な購入について啓発するポスターの掲出、ホームページでの発信。</li> </ul> </li> </ul>	なし	なし
地域福祉課(生活保護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国のギャンブル等依存症対策推進基本計画(Ⅳ 第3の4関連) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年5月に金融庁で作成している「ギャンブル依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」について、各振興局へ配布</li> <li>・ 平成31年3月に開催した全道生活保護査察指導員会議の場において、各福祉事務所に対し、事務所毎で実施する研修会において、ケースワーカーに対してギャンブル等依存症に対する基礎知識の普及が図られるよう努めていただきたい旨、また、ギャンブル等依存症が疑われる者に対する支援については、ケースワーカーだけで解決することは困難であるため、精神保健福祉センターや保健所に繋ぐことで、適切な専門医療機関等での早期の治療につなげることも考えられる旨周知。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多くのケースワーカーが基礎知識を得るためには、各福祉事務所単位での研修が有効であると考えますが、関係機関が講師として対応できるかが課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会議の場などにおいて、ギャンブル等依存症に対する基礎知識の普及が図られるよう周知の検討。</li> </ul>
地域福祉課(生活困窮)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国のギャンブル等依存症対策推進基本計画(Ⅱ 第4の2関連) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各振興局において実施している生活困窮者自立相談支援事業に従事する支援員が、管内町村のギャンブル等依存症を含めた様々な課題を抱える生活困窮者からの相談について、地域の関係機関と連携して支援を行っている(各市においても同様の事業を実施)。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援員がギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対して、その特性を踏まえた適切な支援を行えるよう、国の研修等を通じてギャンブル依存症に対する知識等を習得することや、精神保健福祉センターなどの専門機関との連携体制を強化することが必要である。</li> </ul>	なし
障がい者保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ギャンブル等依存症の治療拠点機関及び専門医療機関の選定</li> <li>○ 医療機能調査を実施し、ギャンブル等依存症に対応可能な医療機関を公表</li> <li>○ 治療拠点機関に委託し、依存症の専門医及び医療従事者を養成するための依存症支援者研修を開催</li> <li>○ 保健所における相談支援等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ギャンブル等依存症の治療拠点機関及び専門医療機関の選定(R1.7末現在) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治療拠点機関(1カ所)</li> <li>・ 専門医療機関(4カ所)</li> </ul> </li> <li>○ 医療機能調査を実施し、ギャンブル等依存症に対応可能な医療機関を公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 39医療機関</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ギャンブル等依存症対策推進計画の策定</li> <li>・ 推進計画に基づく、各種施策・対策の推進</li> <li>○ 啓発セミナーの開催</li> </ul>